

日本生体磁気学会奨励論文賞 審査方法

- (1) 本文書は、日本生体磁気学会奨励論文賞 実施要綱（以下、「実施要綱」）の審査方法を定める。
- (2) 募集年度の学術大会理事会において選考委員長を決定する。
- (3) 選考委員長は、第7条第2項（2）（3）の選考委員計4名を選任し、理事会メンバーリストなどにより、応募年度の10月までに理事会の承認を得る。
- (4) 事務局は実施要綱に従い、会員に通知を行う。なお、応募の締切は、募集年度の1月31日とする。
- (5) 事務局は、応募する書類整備の取りまとめを行い、不備のある書類に対して修正を依頼し、応募書類の整理を行った上で、選考委員に書類を送付する。
- (6) 選考委員が「応募論文の共著者である場合」は、その論文の審査から除外することとする。選考委員が「応募論文の共著者」と同じ所属である場合は、選考委員会の判断に委ねる。
- (7) 前項の判断を行うため、事務局は応募論文の著者一覧を募集年度の2月末までに選考委員に送付する。
- (8) 選考委員会は、自己申告及び相互チェックにより、各応募案件において審査に加わらない選考委員を決定する。
- (9) 選考委員は、各応募案件を4項目（a. 要旨、b. Originality、c. 技術面での評価、d. 研究の将来性）5段階評価、総計20点で評価し、募集年度の3月末までに選考委員長に提出する。
- (10) 選考委員長は、選考委員の評価取りまとめを行い、評価者名を匿名にして委員全員に評価結果を通知する。
- (11) 取りまとめにあたって、審査に加わらない選考委員がある場合は、残りの委員の平均点を算出する。
- (12) 選考委員長は、Web会議など選考委員会を開催し、(9)の評価結果を参考にして、2名以内の受賞者を決定する。
- (13) 選考委員長は、選考結果の取りまとめを作成し、募集年度次年度の4月末までに理事長に報告する。（口頭連絡は不可。）
- (14) 以上の選考日程は、毎年学術大会開催時期に合わせて、調整する。